

改正案	現行
<p>（認定の申請及び通知等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、<u>第一項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、<u>同項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>次条第二項の規定による報告をしないとき。</u></p> <p>四（略）</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは前項の規定により取り消されたときは、<u>第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（認定生産者の義務）</p> <p>第十一条（略）</p>	<p>（認定の申請及び通知等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、<u>同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、<u>前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>第十一条第二項の規定による報告をしないとき。</u></p> <p>四（略）</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは<u>第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（認定生産者の義務）</p> <p>第十一条（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を同項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は前項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
--	---